

2016年7月8日

国際沖縄研究所運営委員会承認

## 1. 理念と目的

国際沖縄研究所（以下、本研究所）における共同利用・共同研究（以下、共同研究）は、島嶼地域に関わる分野の研究者コミュニティの要望に応えるとともに、国内・海外の島嶼地域の自律的・持続的発展に資する学際的研究を推進することを目的とする。

## 2. 推進に係る事項

共同研究の推進に係る事項については、国際沖縄研究所共同研究推進委員会において審議し、本研究所会議の議を経て本研究所運営委員会において決定する。

## 3. 募集・採択方法

共同研究の課題は全国に対する公募を行う。応募課題については共同利用・共同研究審査会において採択基準に基づいて審査を行い、審査結果を国際沖縄研究所長（以下、所長）に報告する。所長は研究所会議の議を経た後に、採択案を運営委員会に諮り、運営委員会が採否を決定する。

継続申請については、前年度の成果に基づいて継続の必要性が高いと判断された場合のみ1回に限りこれを認める。

## 4. 共同利用・共同研究審査会

所長・副所長・専任教員を含む5名以上により構成する。

2) 審査委員長は互選により決定する。

3) 以下の事項について審議する。

① 応募課題の審査に関すること

② その他課題採択に関すること

4) 審査会は、必要に応じて審査委員以外の関連分野の研究者の意見を求めることができる。

## 5. 採択基準

応募課題の採択基準は次のとおりとする。

① 「1. 理念と目的」の内容に沿う研究であること

② 学術的・社会的な価値が高いこと

③ 研究計画と経費内訳の間に整合性があり、また、一定の研究成果が見込めること

## 6. 誓約書および実績報告書の提出

共同研究代表者は、定められた期限までに所定の誓約書および実績報告書を提出しなければならない。

以上